

0 2 5 0 - 5 8 7
平成20年4月21日

各県立学校長 殿

教 育 長

個人情報の管理の徹底について（通知）

このことについて、日ごろから指導していただいているところではありますが、改めて、下記事項について、所属職員に指導願います。

記

1 指導事項

- (1) 児童生徒等の個人情報については、取扱いに十分留意すること。
- (2) 児童生徒等の個人情報の収集については、個人の基本的人権を尊重する観点から教育指導上必要不可欠な場合のみとし、最小限にとどめること。
- (3) パソコン等の記録媒体の取扱いについては、特に次の点に留意すること。
 - ア 個人情報を保存した記録媒体は、外部への持ち出しを禁止する。
 - イ 個人情報を保存した記録媒体は、施錠可能な場所に保管するなど厳重に管理する。
 - ウ 個人情報を保存した記録媒体が不要になった場合、適宜破壊するなど確実に読み取り不能な状態にして破棄する。

2 関係通知文等

- (1) 「卒業式・入学式等における児童生徒の名簿の取扱い等について（通知）」
(平成13年2月14日 102-1976)
- (2) 「県立学校における生徒等に関する電子個人情報の適切な取扱いについて（通知）」
(平成17年1月27日 102-1841)
- (3) 「公簿・諸表簿等の管理の徹底について（通知）」
(平成17年7月13日 1025-583)
- (4) 「ファイル交換ソフト Winny（ウィニー）への対応について（通知）」
(平成18年3月23日 1025-1495)
- (5) 「ファイル交換ソフト Winny（ウィニー）による情報漏洩について（通知）」
(平成19年1月17日 0250-1734)

上記(1)～(4)につきましては、「宮崎県教育関係通知通達集」に、すでに掲載されていますので参考にしてください。

(文書取扱 学校政策課)

0 2 5 0 - 5 8 7
平成20年 4月21日

各教育事務所長 殿

教 育 長

個人情報の管理の徹底について（通知）

このことについて、日ごろから指導していただいているところですが、下記事項について、貴管内職員への指導の徹底をお願いします。

なお、各市町村教育委員会教育長へは、別紙写しのとおり依頼しました。

記

1 指導事項

- (1) 児童生徒等の個人情報については、取扱いに十分留意すること。
- (2) 児童生徒等の個人情報の収集については、個人の基本的人権を尊重する観点から教育指導上必要不可欠な場合のみとし、最小限にとどめること。
- (3) パソコン等の記録媒体の取扱いについては、特に次の点に留意すること。
 - ア 個人情報を保存した記録媒体は、外部への持ち出しを禁止する。
 - イ 個人情報を保存した記録媒体は、施錠可能な場所に保管するなど厳重に管理する。
 - ウ 個人情報を保存した記録媒体が不要になった場合、適宜破壊するなど確実に読み取り不能な状態にして破棄する。

2 関係通知文等

- (1) 「卒業式・入学式等における児童生徒の名簿の取扱い等について（通知）」
(平成13年2月14日 102-1976)
- (2) 「県立学校における生徒等に関する電子個人情報の適切な取扱いについて（通知）」
(平成17年1月27日 102-1841)
- (3) 「公簿・諸表簿等の管理の徹底について（通知）」
(平成17年7月13日 1025-583)
- (4) 「ファイル交換ソフト Winny（ウィニー）への対応について（通知）」
(平成18年3月23日 1025-1495)
- (5) 「ファイル交換ソフト Winny（ウィニー）による情報漏洩について（通知）」
(平成19年1月17日 0250-1734)

上記(1)～(4)につきましては、「宮崎県教育関係通知通達集」に、すでに掲載されていますので参考にしてください。

(文書取扱 学校政策課)

0 2 5 0 - 5 8 7
平成20年4月21日

各市町村教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長

個人情報の管理の徹底について（依頼）

本県教育施策の推進につきましては、日ごろからご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。

この度、標記の件につきまして、下記に基づき、県立学校へ指導しましたので、参考までにお届けいたします。貴管下小中学校への指導にご活用ください。

記

1 指導事項

- (1) 児童生徒等の個人情報については、取扱いに十分留意すること。
- (2) 児童生徒等の個人情報の収集については、個人の基本的人権を尊重する観点から教育指導上必要不可欠な場合のみとし、最小限にとどめること。
- (3) パソコン等の記録媒体の取扱いについては、特に次の点に留意すること。
 - ア 個人情報を保存した記録媒体は、外部への持ち出しを禁止する。
 - イ 個人情報を保存した記録媒体は、施錠可能な場所に保管するなど厳重に管理する。
 - ウ 個人情報を保存した記録媒体が不要になった場合、適宜破壊するなど確実に読み取り不能な状態にして破棄する。

2 関係通知文等

- (1) 「卒業式・入学式等における児童生徒の名簿の取扱い等について（通知）」
(平成13年2月14日 102-1976)
- (2) 「県立学校における生徒等に関する電子個人情報の適切な取扱いについて（通知）」
(平成17年1月27日 102-1841)
- (3) 「公簿・諸表簿等の管理の徹底について（通知）」
(平成17年7月13日 1025-583)
- (4) 「ファイル交換ソフト Winny（ウィニー）への対応について（通知）」
(平成18年3月23日 1025-1495)
- (5) 「ファイル交換ソフト Winny（ウィニー）による情報漏洩について（通知）」
(平成19年1月17日 0250-1734)

上記(1)～(4)につきましては、「宮崎県教育関係通知通達集」に、すでに掲載されていますので参考にしてください。

(文書取扱 学校政策課)